

No. 30

制 度 名	多子世帯保育料軽減事業費補助	主管課名	少子化対策課 企画・結婚支援 G		
		問合せ先	029-301-3261		
目的・趣旨	働きながら子育てをしていくうえで、保育料の負担が大きい世帯に対する経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを進める。				
[対象団体] 市町村					
[対象事業]					
・対象者	(1) 第3子以降で3歳未満児（所得制限無し） (2) 第2子で3歳未満児（国が定める利用者負担上限額基準の第4～5階層世帯（世帯年収約360～640万円））				
・助成内容	公立・私立認可保育所，認定こども園，地域型保育事業の保育料を軽減する市町村に対しての助成 ※市町村が対象者（1）の保育料を無償化，（2）の保育料を全額負担から半額へ軽減する場合				
・その他	国の制度において，平成28年度から世帯年収約360万円未満について第2子は半額，第3子以降は無償化を実施 また，世帯年収約360万円以上は同時入所の場合に限り適用				
[対象経費] 保育料の助成に係る経費					
[経費負担割合]					
	区 分	国	県	市町村	その他
事業費補助		—	1/2	1/2	—
[令和6年度当初予算額]	542,816千円		[令和6年度補助対象団体] 令和6年9月頃決定予定		
[備考]					